

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月2日 13時26分～15時08分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額：911円（+28円引上げ）</p> <p>根拠：香川県における令和2年5月のパート労働者の1求人票あたりの募集賃金時給下限額平均値968円と、現行の特定最低賃金額883円との差85円を3年で解消するとして、$85 \div 3 = 28.3 \rightarrow 28$円UPとしたもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額：907円（+24円引上げ）</p> <p>根拠：1回目提示の金額の基となった85円を4年で解消するとし、徳島の特定最賃885円との差の2円を上乗せし、$85 \div 4 + 2 = 23.25 \rightarrow 24$円UPとしたもの。</p> <p>使用者側 第1回提示額：884円（+1円引上げ）</p> <p>根拠：新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況のもと、受注が下がり、賃上げができなかったり、賞与が出せない中小零細企業がある。本来0円UPを提示したいところであるが、それでは現実的でないため、1円UPとしたもの。</p> <p>使用者側 第2回提示額：884円（+1円引上げ）</p> <p>根拠：現状を維持する。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子が見えないうえ、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和2年10月5日10時から開催することを確認した。</p>		